

生坂村地方公共団体実行計画(区域施策編・事務事業編)(案)に対するパブリックコメントの結果について

1. 意見募集について

- 【期間】 令和6年3月8日（金）から令和6年3月29日（金）まで
- 【閲覧方法】 村公式ホームページ
- 【受付方法】 郵送、電子メール及び窓口へ持参

2. 計画（案）への意見と村の考え方

【意見数】 5 件

意見（原文のまま記載）	村の考え方
全体を通して、2月17日に環境省へ提出した申請書やロードマップを寄せ集めたように思え、数値も最新ではないし、この実行計画を出すことにより何がしたいのか、何を目標しているのか分からない。	ご意見として受け止めます。
8 ページ下 「降雹により特産品である ぶどうが壊滅的な被害を受ける」 ぶどうの被害は、マイクログリッドを草尾まで伸ばす根拠になっていると考える。 具体的にいつ、どれくらいの農家が「壊滅的な」被害を受けたのか数値を示してほしい。 また、その被害は電気がなかったこと（停電など）が原因で起こったのか。	「降雹により特産品であるぶどうが壊滅的な被害を受ける」との記載は、台風や長期にわたる大雨による土砂災害の発生と同じく、近年、村民生活や事業活動を脅かす事態の代表例として記載したものです。直近では令和4年5月25日に降雹がありました。被害の詳細については、松本ハイランド農業協同組合にお問合せください。 なお、マイクログリッドを草尾まで伸ばす件については、遅霜によるぶどう被害を防止するために草尾区では防霜ファンが重要な設備となっており、その電源を確保することでぶどう農家を守ること、そしてこうした体制が整っている地域で新たに就労したいと考える移住者にPRし、移住促進につなげることが主な理由となっています。

16 ページ 再エネ導入ポテンシャル 太陽光発電設備 屋根、地上ともに導入可能要領が過大ではないか。現実的な数値なのか。 木質バイオマス 利用可能な原木が年間4453tもあるとは思えないがどうなのか。	再エネ導入ポテンシャルとは、環境省により「エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量。「種々の制約要因に関する仮定条件」を設定した上で推計される。賦存量のうち数となる」と定義されています。 太陽光発電の導入可能容量は、同省の「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)」および長野県の「信州屋根ソーラーポテンシャルマップ」から独自算出した数量となっています。 木質バイオマスに関する利用可能な原木については、生坂村森林整備計画に記載の村内蓄積量から換算したもので、森林施業における経済性は考慮していない数値ですので、その旨を追記いたします。
18 ページ 6-2. 取組を進める上での留意事項 ● 様々な世代や立場の村民の参加し、全村民が取組による恩恵を享受できる公平性 ↑村民が ではないか 現在の計画では、様々な世代や立場の住民の参加があまり見られないと思う。 全村民が公平に恩恵を享受できるようになっていないのではないかな。 ● 再エネ導入先の近隣住民との合意形成 ● 地域の特色や古くからの文化等、地域らしさの尊重 ● 景観や自然との調和 上三点をしっかり踏まえてほしい。	ご意見として受け止めます。 文中の誤謬部分につきましては、訂正させていただきます。
外部評価委員会はいつできるのか	委員委嘱は済んでおり、近日中の開催を予定しております。